

## 議案第140号

### 訴えの提起について

損害賠償の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま簡易裁判所に提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成23年10月20日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 事件の要旨

相手方は、市とその者の製品の販売業者間における大気常時監視自動計測器の売買契約に係る入札において、他者と談合して、市に損害を与えたため、損害金等の支払いを求めるもの

#### 2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害金等の支払いを求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

#### 3 訴訟遂行の方針 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。